

デイサービスセンターふくろう

(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表

【基本サービス費について】

地域密着型通所介護費

サービス 提供時間	負担割合 介護度	基本単位 (1日あたり)		
		1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	415	830	1,245
	要介護2	476	952	1,428
	要介護3	538	1,076	1,614
	要介護4	598	1,196	1,794
	要介護5	661	1,322	1,983
4時間以上 5時間未満	要介護1	435	870	1,305
	要介護2	499	998	1,497
	要介護3	564	1,128	1,692
	要介護4	627	1,254	1,881
	要介護5	693	1,386	2,079
5時間以上 6時間未満	要介護1	655	1,310	1,965
	要介護2	773	1,546	2,319
	要介護3	893	1,786	2,679
	要介護4	1,010	2,020	3,030
	要介護5	1,130	2,260	3,390
6時間以上 7時間未満	要介護1	676	1,352	2,028
	要介護2	798	1,596	2,394
	要介護3	922	1,844	2,766
	要介護4	1,045	2,090	3,135
	要介護5	1,168	2,336	3,504
7時間以上 8時間未満	要介護1	750	1,500	2,250
	要介護2	887	1,774	2,661
	要介護3	1,028	2,056	3,084
	要介護4	1,168	2,336	3,504
	要介護5	1,308	2,616	3,924

通所介護相当サービス費

区分	対象	負担割合	基本単位	
			1か月の提供回数5回以上	1か月の提供回数4回まで
通所型サービス1 (週に1回程度)	事業対象者 要支援1	1割	1,672/月	384/回
		2割	3,344/月	768/回
		3割	5,016/月	1,152/回
通所型サービス2 (週に2回程度)	要支援2	1割	3,428/月	395/回
		2割	6,856/月	790/回
		3割	10,284/月	1,185/回

**デイサービスセンターふくろう**  
**(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表**

【介護保険サービス外の利用料金について】

	項目	概要	利用料金
1	食事代	食事提供のあるご利用いただく方にご負担いただきます。	650円/食
2	サービス提供地域外の送迎サービス	サービス提供地域外の送迎サービスを提供する場合、要した費用の実費相当額をいただきます。 (サービス提供地域を超えた地点から片道1km毎)	50円/km
3	ご利用料金支払手数料 (マリネット)	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税

**デイサービスセンターふくろう**  
**(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表**

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
2	生活機能向上連携加算Ⅱ【100単位】	1か月につき	200単位
3	個別機能訓練加算Ⅰイ	1日につき	56単位
4	個別機能訓練加算Ⅰロ	1日につき	85単位
5	個別機能訓練加算Ⅱ	1か月につき	20単位
6	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位
7	入浴介助Ⅱ	1日につき	55単位
8	ADL維持加算Ⅰ	1か月につき	30単位
9	ADL維持加算Ⅱ	1か月につき	60単位
10	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	60単位
11	栄養アセスメント加算	1か月につき	50単位
12	栄養改善加算	1回につき	200単位
13	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	1回につき	20単位
14	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	1回につき	5単位
15	口腔機能向上加算Ⅰ	1回につき	150単位
16	口腔機能向上加算Ⅱ	1回につき	160単位
17	科学的介護推進体制加算	1か月につき	40単位
18	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位
19	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位
20	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6単位
21	生活機能向上グループ活動加算	1か月につき	100単位
22	運動機能向上加算	1か月につき	225単位
23	選択サービス複数実施加算Ⅰ	1か月につき	480単位
24	選択サービス複数実施加算Ⅱ	1か月につき	700単位
25	サービス提供体制強化加算Ⅰ・要支援1	1か月につき	88単位
26	サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援1	1か月につき	72単位
27	サービス提供体制強化加算Ⅲ・要支援1	1か月につき	24単位
28	サービス提供体制強化加算Ⅰ・要支援2	1か月につき	176単位
29	サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2	1か月につき	144単位
30	サービス提供体制強化加算Ⅲ・要支援2	1か月につき	48単位
31	事業所評価加算	1か月につき	120単位

32	送迎減算（片道）	1回につき	▲47単位
33	同一建物減算	1日につき	▲94単位
34	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×5.9%
35	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×4.3%
36	介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数の	×2.3%
37	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×1.2%
38	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×1.0%

	要件		
1	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に3月に限り算定します。 ※2との同時算定はしません。		
2	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。 ※個別機能訓練加算（介護）及び運動機能向上加算（事業対象者・支援）を算定している場合【1月あたり100単位】となります。 ※上記1との同時算定はしません。		
3	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練行っている場合に算定します。 ※4との同時算定はしません。		
4	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練行っている場合に算定します。 ※3との同時算定はしません。		
5	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練行っている場合に算定します。		
6	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助行った場合に算定します。 ※7との同時算定はしません。		
7	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助行った場合に算定します。 ※6との同時算定はしません。		
8	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※10との同時算定はしません。		
9	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※9との同時算定はしません。		
10	若年性認知症の方に、指定通所介護を行った場合に算定します。		
11	ご利用いただく方に対し、管理栄養士が介護職員と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定します。		
12	ご利用いただく方の低栄養状態の改善を目的として、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり）		
13	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外ですでに同加算を算定している場合は算定しません。 ※14との同時算定はしません。		
14	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外ですでに同加算を算定している場合は算定しません。 ※13との同時算定はしません。		
15	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※16との同時算定はしません。		
16	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※15との同時算定はしません		
17	ご利用いただく方に対して、指定地域密着型通所介護を行った場合に算定します。		
18	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※19,20との同時算定はしません。		

19	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18,20との同時算定はしません。
20	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18,19との同時算定はしません。
21	計画に基づき生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施している場合に算定します。 ※12,15,16,22,23,24との同時算定はしません。
22	介護予防サービス支援計画書に基づき、介護予防通所介護計画を作成・実施された場合に加算します。
23	ご利用いただく方に対し、運動機器能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。(2種類) ※12,15,16,22との同時算定はしません。
24	ご利用いただく方に対し、運動機器能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。(3種類) ※12,15,16,22との同時算定はしません。
25	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※26,27との同時算定はしません。
26	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※25,27との同時算定はしません。
27	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※25,26との同時算定はしません。
28	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※29,30との同時算定はしません。
29	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※28,30との同時算定はしません。
30	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※28,29との同時算定はしません。
31	一定基準を満たした場合に算定します。
32	事業所が送迎を行わなかった場合に減算します。
33	ご利用いただく方が、同一建物から通う場合に減算します。 ※やむを得ない事情により送迎を行った場合は、この限りではありません。
34	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※35,36との同時算定はしません。
35	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※34,36との同時算定はしません。
36	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※34,35との同時算定はしません。
37	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※38との同時算定はしません。
38	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※37との同時算定はしません。

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。